

こども庁・こども基本法を徹底解説

20220511-Ver.5

こどもを取り巻く環境

こども（家庭）庁とは何か

こども（家庭）庁が必要な理由

こども基本法成立までの28年年間の軌跡

「こども基本法」とは何か

山田私案プロジェクト

日本の子どもを取り巻く課題

命に関わる課題（一部）

児童生徒
自殺者数

499人

統計開始以来過去最多

厚生労働省「警察庁自殺統計原票データ」2020年度

児童虐待で
死亡した児童

61人

前年より増加

厚生労働省「福祉行政報告例」2020年度

児童相談所の
虐待相談対応
相談数

約 **19.4万件**

前年より増加

厚生労働省「福祉行政報告例」2020年度

いじめ重大事態

723件

前年比121件増
「いじめ防止対策推進法」
施行後最多

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019年度

小中学校における
不登校児童

約 **18.1万人**

過去最多

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019年度

子どもの精神的
幸福度

OECD 38か国中

37位

2019年度 UNICEF「Worlds of Influence」
2020年9月3日

妊産婦の死因

1位

自殺

国立成育医療研究センター「周産期関連の医療データ
ベースのリンケージの研究」2018年9月5日

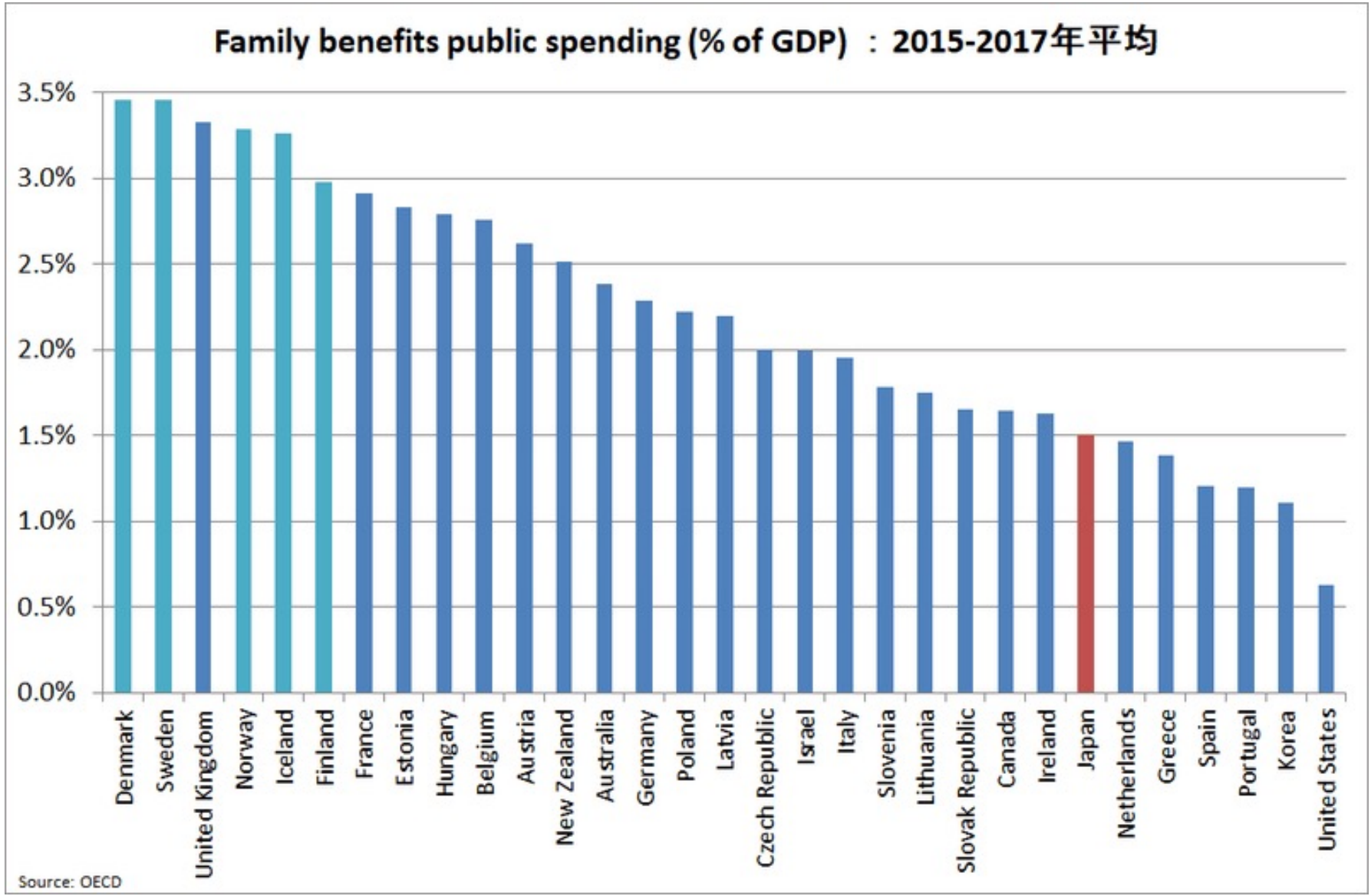
ひとり親母子世帯
家庭の相対的
貧困率

約 **50%**

OECD中日本が最も高い水準

厚生労働省「国民生活基礎調査」2016年度

諸外国の家族関係支出対GDP比（2015-2017）



- 爽彩さんが遺体で発見された公園に慰霊訪問



- 旭川市教育委員会、教育長らと直接面談（学校や第三者委員会の対応、いじめ防止法の課題について）



結愛（ゆあちゃん）、心愛（みあちゃん）の事件

✓ 児童相談所・学校・教育委員会・警察・自治体間の連携不足が大きな要因といえる児童虐待事件

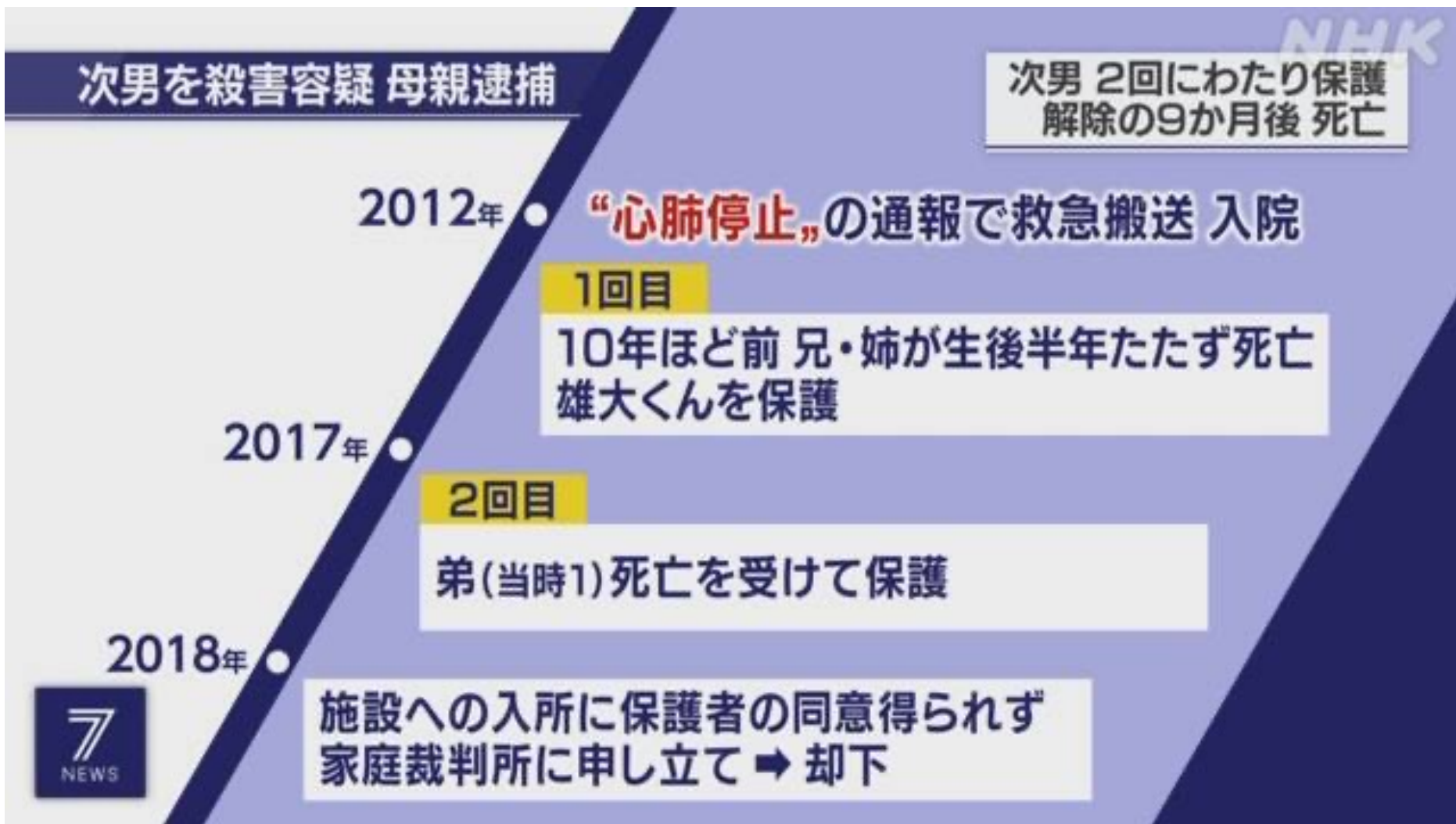
目黒区結愛（ゆあ）ちゃんの事件

結愛ちゃん死亡までの経緯		児童相談所の対応の問題点	
2016年12月	結愛ちゃんが自宅前に放置され、香川県の児童相談所が一時保護	香川県の児相 2度にわたる一時保護でも施設入所を申し立てなかった	香川児相
17年2月	結愛ちゃんに対する傷害容疑で父親を書類送検（不起訴）		
3月	結愛ちゃんが自宅の外に放置され、2度目の一時保護	父親への指導が不十分	警察
5月	傷害容疑で父親を2回目の書類送検（不起訴）		
18年1月4日	児相が保護者に対する指導措置を解除	転居をリスク要因と考えれば、指導措置を解除すべきではなかった	香川児相
23日	結愛ちゃん母子が東京都目黒区に転入届を提出。先に転居していた父親と同居を始める		
29～31日	香川県の児相が東京都の品川児相に一家の転居を連絡し資料を送付	けがの写真など客観的な資料を送らず、児相間の認識がずれた	警察
2月9日	品川児相が家庭訪問。結愛ちゃんには云えず		
3月2日	結愛ちゃんが搬送先の病院で死亡	品川児相 母親の面会拒否で結愛ちゃんに会えなかった後も、リスク評価を見直さなかった	品川児相
6月6日	警視庁が両親を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕（起訴）		

千葉県野田市心愛（みあ）ちゃんの事件

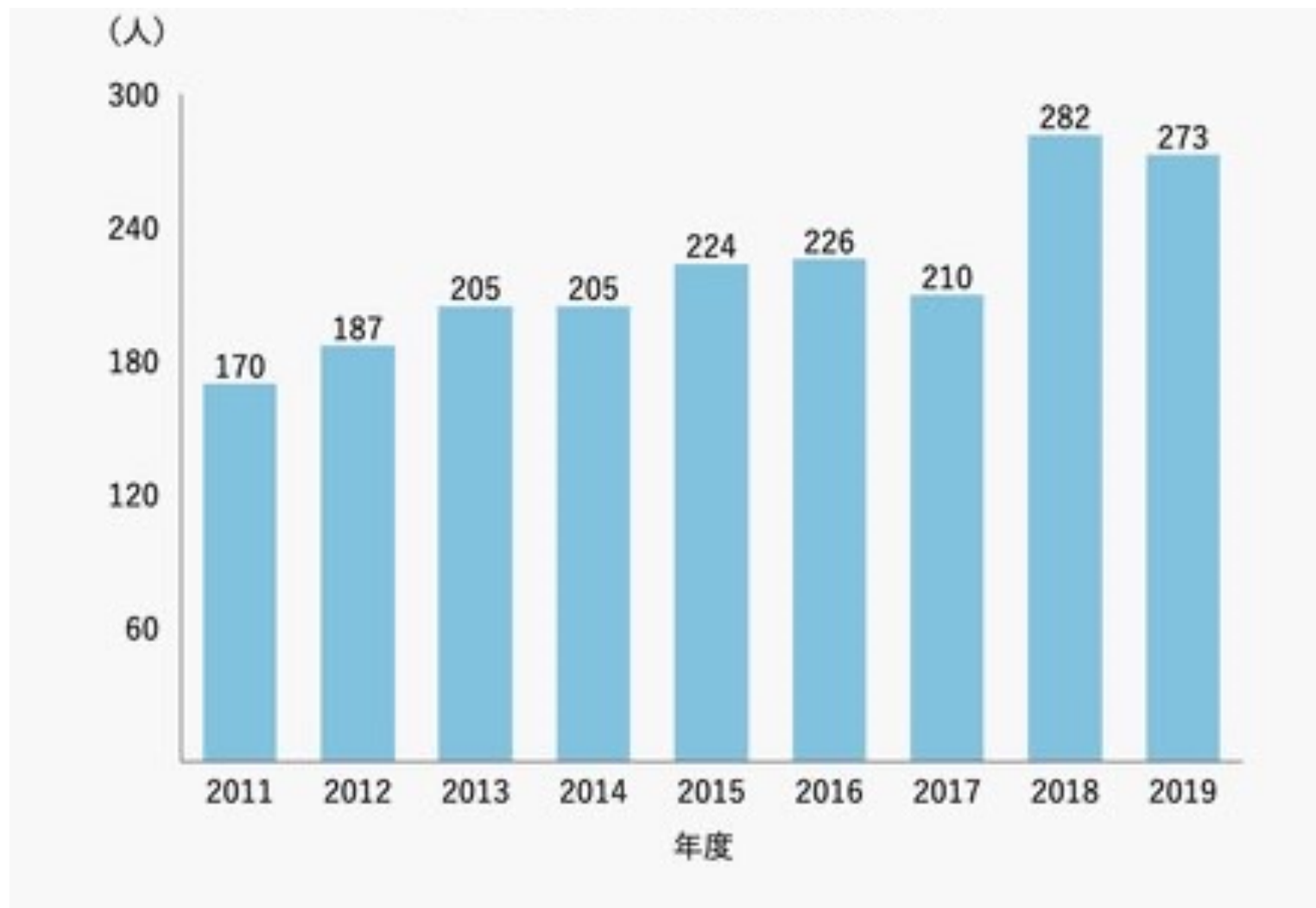
小4女児死亡事件をめぐる経緯		
17年7月上旬	栗原心愛さんの母親の親族が、沖縄県糸満市に相談。「父親から母親がDVを受けている。心愛さんは恫喝されている」	沖縄県糸満市
14日	糸満市が県中央児童相談所に栗原家について連絡。「低体重で生まれた赤ちゃんがいる。母親は夫からDVを受けている疑いがある」。児相は「情報が少ない」として判断保留	
下旬	糸満市が心愛さん宅への家庭訪問を計画したが、2度キャンセルされる	糸満児相
9月1日	心愛さんが千葉県野田市立山崎小学校に転校。市は「支援が必要な家庭」と把握	
11月6日	心愛さんが山崎小のいじめアンケートで「お父さんにぼう力を受けています」と訴え	千葉県野田市
7日	県柏児童相談所が一時保護を開始	
12月27日	柏児相が一時保護を解除。心愛さんが親族の元で生活を始める	柏児相
18年1月12日	心愛さんが冬休み明けの1月9日になっても登校しないため、学校で栗原容疑者と妻、市教委が話し合い。栗原容疑者がアンケートのコピーと「念書」を求める	
13日	学校が「念書」を渡す	学校・教育委
15日	市教委がアンケートのコピーを渡す	
18日	心愛さんが市立二ツ塚小に転校	学校
2月20日	市の「要保護児童対策地域協議会」でコピーを渡したことが報告される	
3月上旬	心愛さんが両親の元に帰る	市教育委
19年1月7日	栗原容疑者が小学校に「沖縄にいる」と電話	
24日	救急隊が心愛さんの遺体を自宅の浴室で発見	警察
25日	栗原容疑者を心愛さんへの傷害容疑で逮捕	

神奈川県大和市次男殺害事件

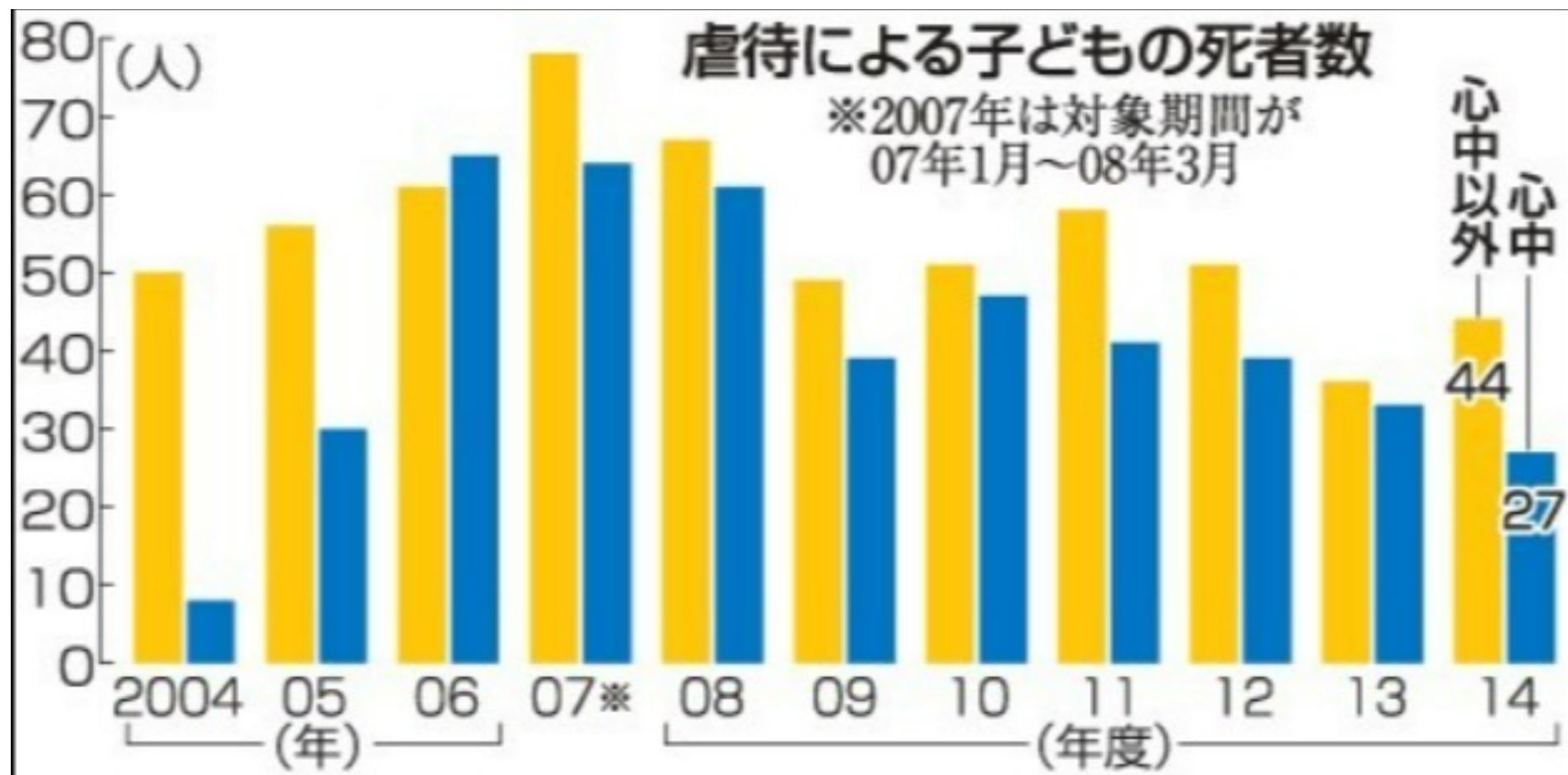


出典) NHK ウェブ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220221/k10013494631000.html>

わいせつ行為等で処分された公立学校教職員推移



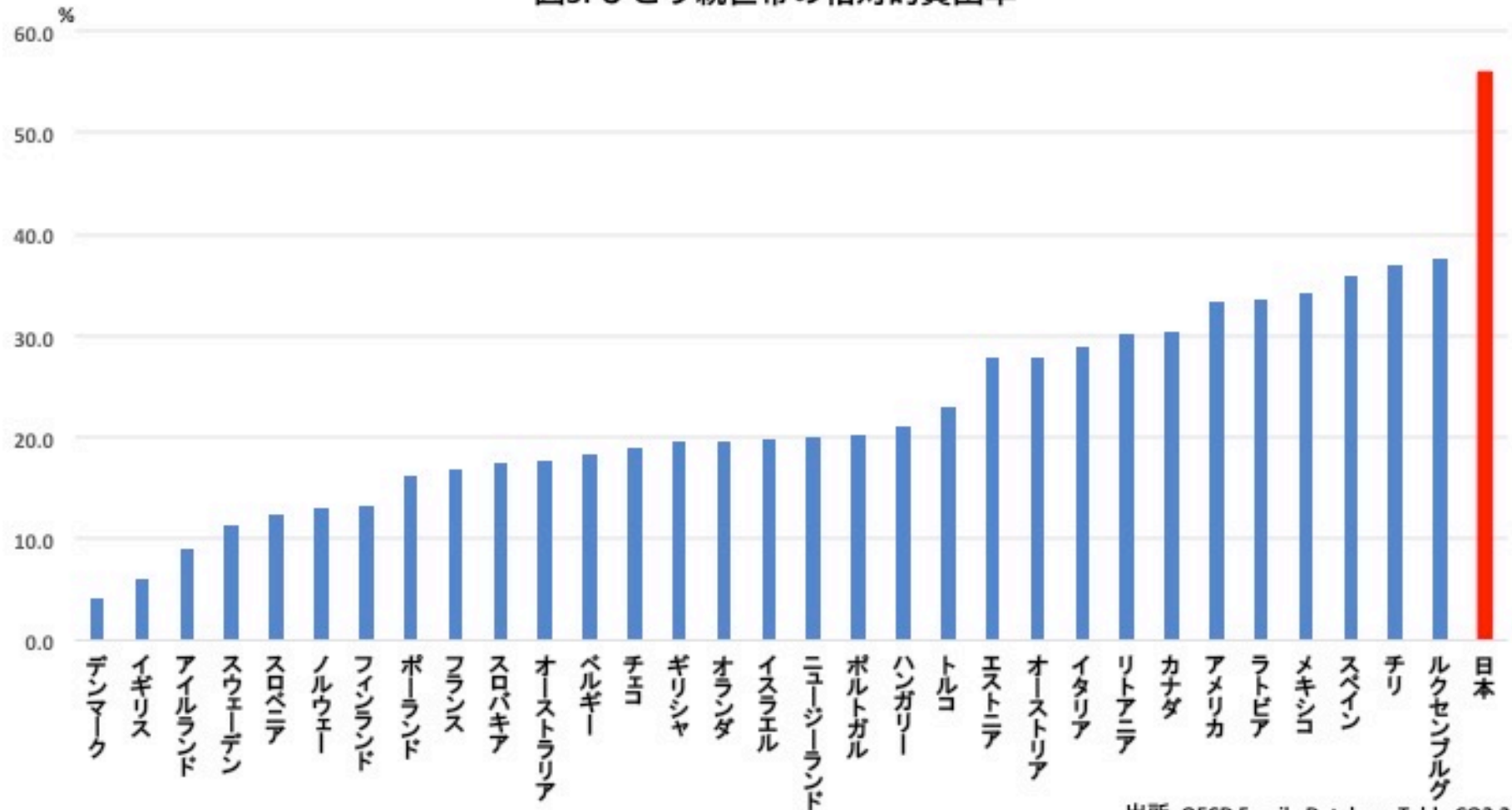
産後うつ（虐待死と無理心中）



シングルペアレントと子どもの貧困

- ✓ ひとり親世帯の貧困率 約50%
- ✓ 母子世帯の非正規雇用の割合は5割超

図3: ひとり親世帯の相対的貧困率



出所: OECD Family Database Table CO2.2.C

ひとり親家庭の養育費を巡る状況

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123万2000 (離婚が79.5%)	18万7000 (離婚が75.6%)
平均年収	243万円	420万円
養育費 取り決め率	42.9% (理由は「相手と 関わりたくない」 が最多)	20.8% (「相手に支払う 能力がないと 思った」が最多)
調査時の 受給割合	24.3%	3.2%
受給世帯の 平均月額	4万3707円	3万2550円

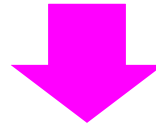
2016年度の厚生労働省の調査に基づく

不適切指導の予防

問題：

- ①児童虐待防止法、パワハラ防止法、いじめ防止対策推進法の各法が禁じる行為を、教員が児童生徒に対して行うことを禁じる法的な仕組みが存在しない。
- ②学校事故・事件は、学校任せでは調査すらされないため、家族・遺族が学校や教委と交渉を重ねなければならない。

不適切指導でこどもを亡くされた遺族の皆さんと複数回協議



- ✓ 今年改定される生徒指導提要に、不適切指導について盛り込むよう文科省に申し入れ
- ✓ 改定に向け調整中

ベビーライフ事件についての関係機関の対応

① 厚生労働省

→ 本件は東京都所管のため、厚労省では何も把握していない。東京都の調査を待つ。

② 東京都

→ ベビーライフの代表との連絡がとれず、調査はこれから。

※ そもそも、許可申請をしていない悪質な業者については、都としては把握が困難であり、
その取り締まり等は想定していない。

③ 外務省

→ 国際養子縁組による子どもの出国数を把握していない。

※ 日本は、ハーグ国際養子縁組条約を締結しておらず実績の報告書の作成義務なし

④ 法務省

→ 国際養子縁組の件数を把握せず

→ 未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可の件数を把握せず

⑤ 最高裁判所

→ 国際養子縁組の件数を把握せず

→ 未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可の件数を把握せず

日本からの国際養子縁組

① 児童の権利条約（1994年批准）

国内で適切な監護ができない場合のみ国際養子縁組が可能（21条）

→ この原則に反する事業者が存在（ベビーライフ等）

※ 養子縁組あっせん法では「可能な限り日本国内において児童が養育」と規定（3条2項）

※ 児童の保護が後退している書きぶり

② 児童福祉法

営利を目的の養子縁組あっせん行為の禁止（34条）

→ 国も自治体も積極的に取り締まりができていない状態

③ 養子縁組あっせん法（2018年施行）

許可制度で民間事業者による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等（1条）

無許可での民間事業者による養子縁組のあっせん事業は刑罰対象（44条）

→ 国も自治体も積極的に取り締まりができていない状態（横割り問題）

※ 国は都道府県の責務との立場、都道府県は申請がなければ対処が困難との立場

④ 民法

未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可（798条）

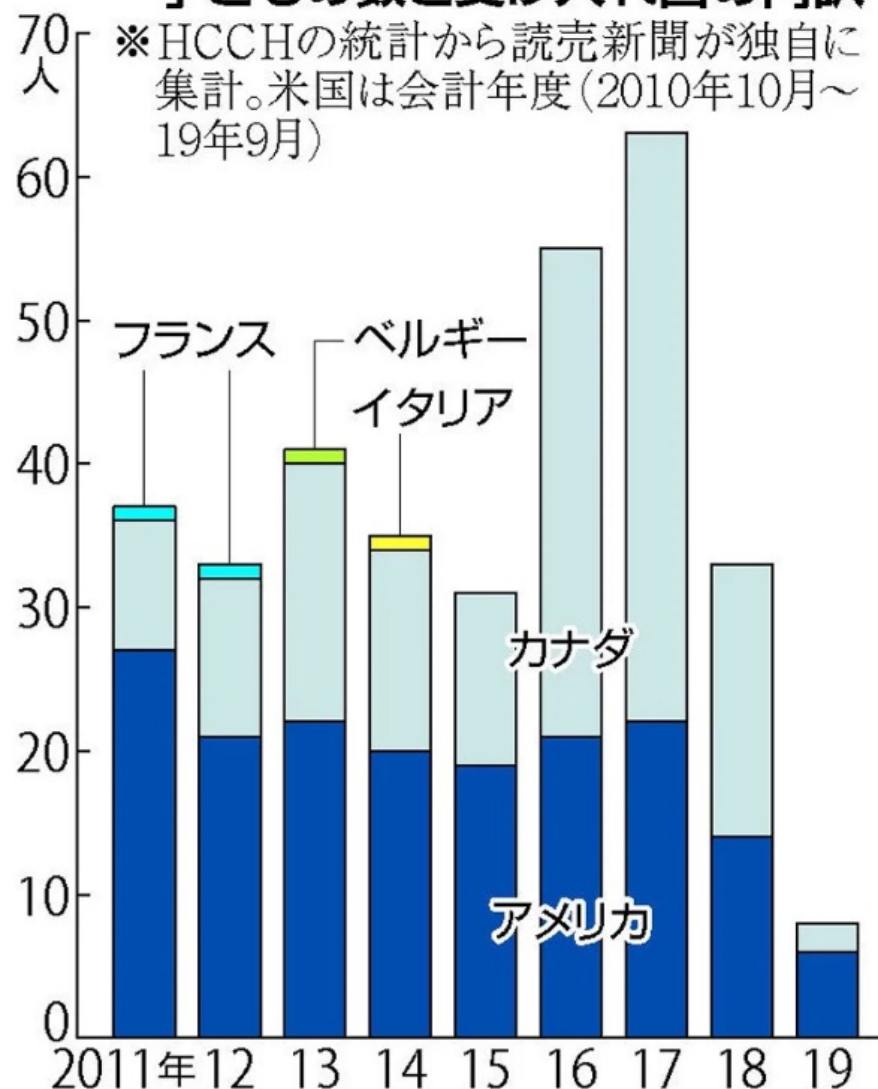
→ 日本国籍の児童が海外に出国した後は家庭裁判所は関与不可能

※ 法の適用に関する通則法は、日本国内においてどこの国の法律を適用するのかの話

日本からの国際養子縁組

日本から国際養子縁組をした 子どもの数と受け入れ国の内訳

※HCCの統計から読売新聞が独自に
集計。米国は会計年度(2010年10月～
19年9月)



出典：[読売新聞オンライン](#) 2021/03/24 10:41

こども家庭庁とは

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

- 政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

- 子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

- 総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

- 子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- 障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

- 幼児教育の振興

- 学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

- 医療の普及及び向上

- 労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- **社会的養護の充実及び自立支援**
- **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

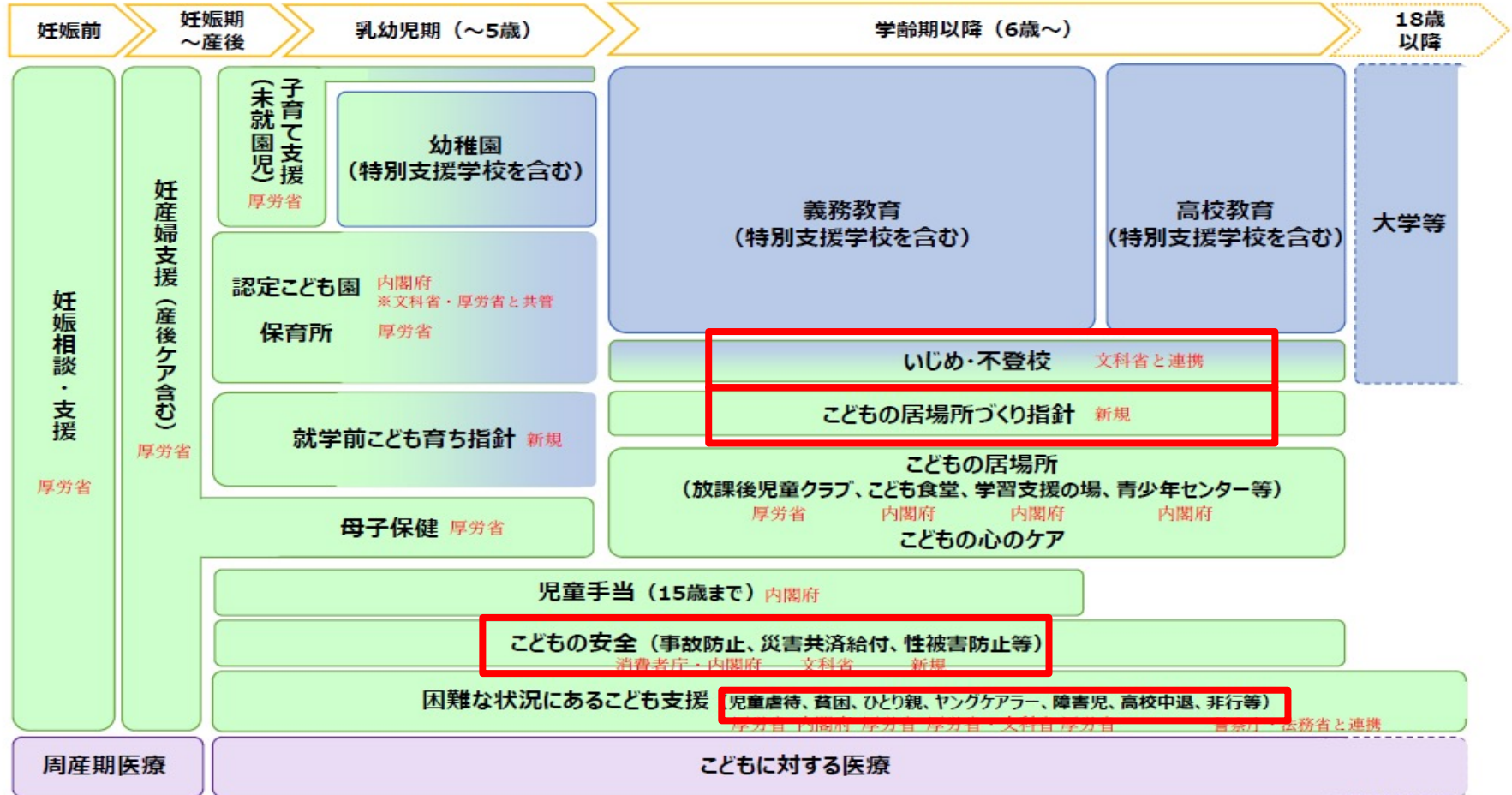
- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



こども庁が必要な理由

「こども庁」が対象とすべき緊急課題 ～「命」「環境改善」「制度・仕組み」の3つの課題を明確にして取り組む～

1. 命を守るための問題 ～子どもの“命”を守る体制の課題～

児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん

2. 子どもの環境改善にかかわる問題 ～妊娠前からの切れ目のない支援の課題～

子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質

3. 制度・仕組みの問題 ～子ども目線での切れ目のない健康と教育の実現の課題

デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携

< 地方自治体における現場の課題 ～地方議員への緊急調査で浮き彫りになった4つの共通課題～ >

①人員予算不足②学校現場の課題が表面化されない③都道府県と市区町村関係 ④国保減額調整措置

「こども庁」に必要な機能 ～課題解決の実効性を担保～子ども課題解決のプラットフォーム

1. 基本的考え方

- ① 専任大臣設置 ② 強い調整機能権限（調査、課題設定、施策立案、解決実施）
- ③ 子ども関連予算の一元的策定と確保 ④ 子どもの権利条約を包括的に取り扱う
- ⑤ EIPP（Evidence Informed Policy and Practice：エビデンスに基づく政策立案と実践の展開）

2. 必要な機能 ～こども庁は「子ども課題解決のプラットフォーム」～

バラバラな縦割り府省庁×子どもが居る現場である横割り市区町村と都道府県×年代割りを繋ぐPDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを機能させ確実に課題を解決し検証する。

- ①『Plan』：「情報収集・調査機能」「こども情報部局」「予算と政策の策定と検証」
- ②『Do』：「愛育機能（すくすく）」「育成機能（のびのび）」「成育機能（たくましく）」
- ③『Check』：「日本版Ofsted」「子どもコミッショナー」「周産期医療・ケアの評価機能」
- ④『Action』：「改善レポート」「EIPP」

「こども庁」で検討すべき仕組み ～欧米での先進的な事例等を調査導入の検討～

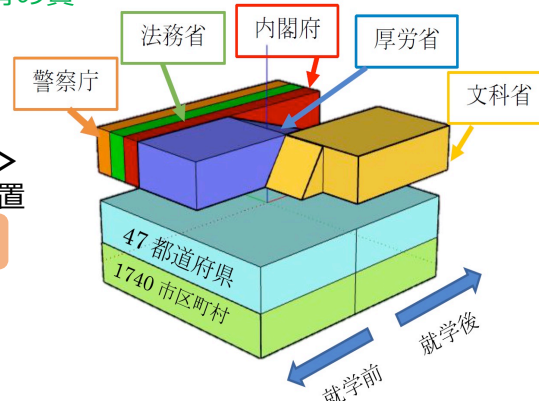
CDR（子どもの死因究明）DBS（性無犯罪証明）LMC（産前産後産後の継続ケア）

ネウボラ（周産期～就学迄ワンストップ相談）Ofsted（教育水準監督局）

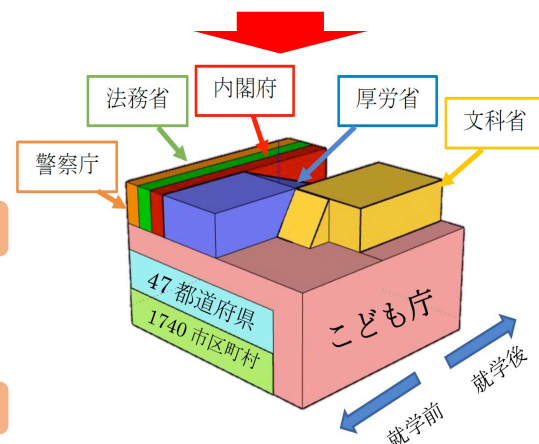
子どもコミッショナー（人権機関）アドボカシー（子どもの立場代弁・擁護・権利実現機能）

留意点

- 1. 利用者別のニーズに応じた施設類型を残しつつ就学前教育等の充実により就学時の学力格差を解消
- 2. 府省庁再編については、こども庁に必要な機能や検討すべき仕組みなどの検討を経て議論を実践
- 3. 「こども庁」の設置について国と地方の協議の場を設ける



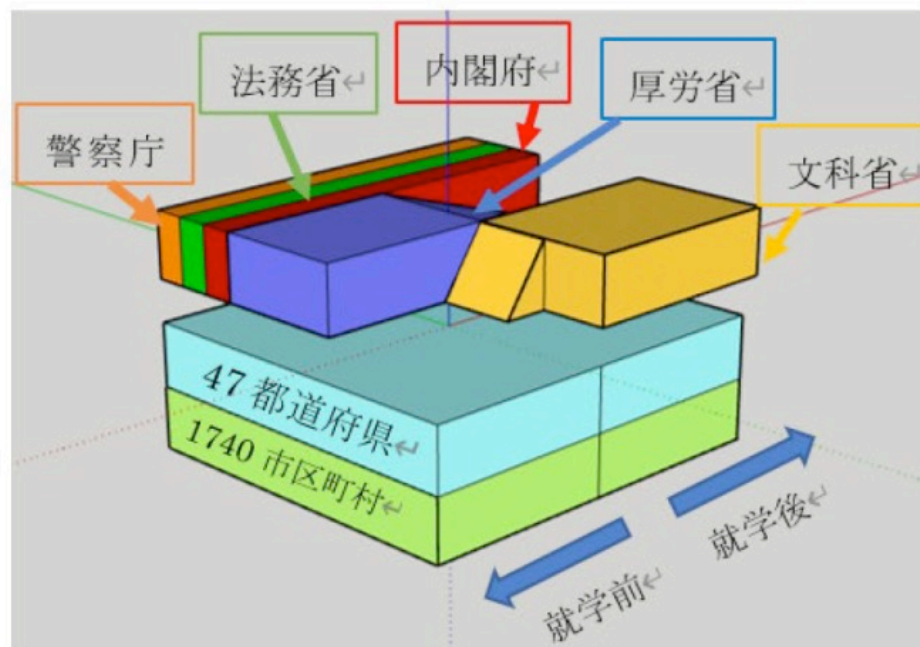
縦割り×横割り×年代割り
バラバラな行政組織



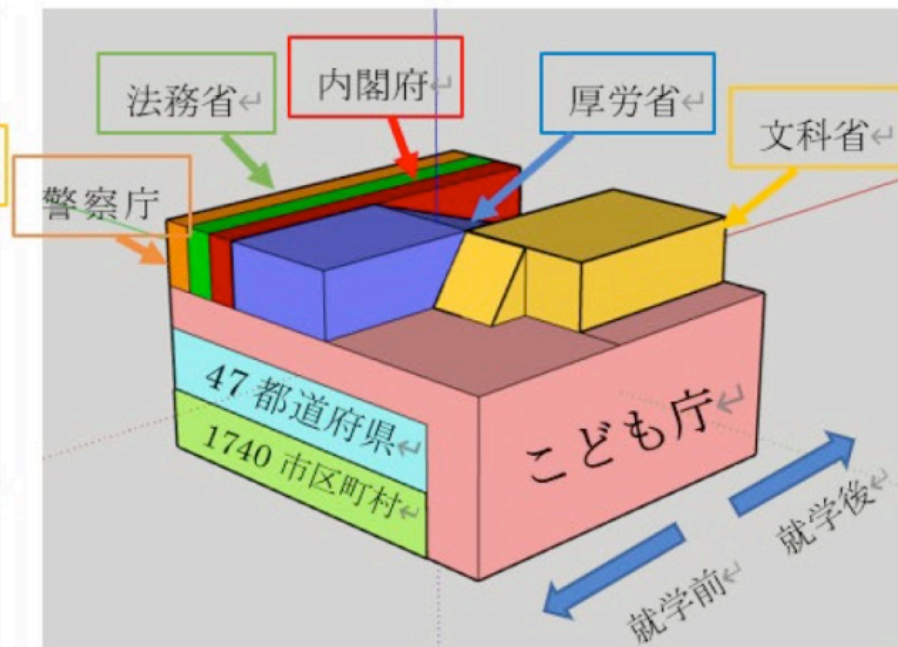
こども庁がプラットフォーム
となった連携のとれた組織

こども庁のプラットフォーム（問題解決）機能

Before：バラバラな行政組織



After：こども庁がプラットフォームとなった連携のとれた組織

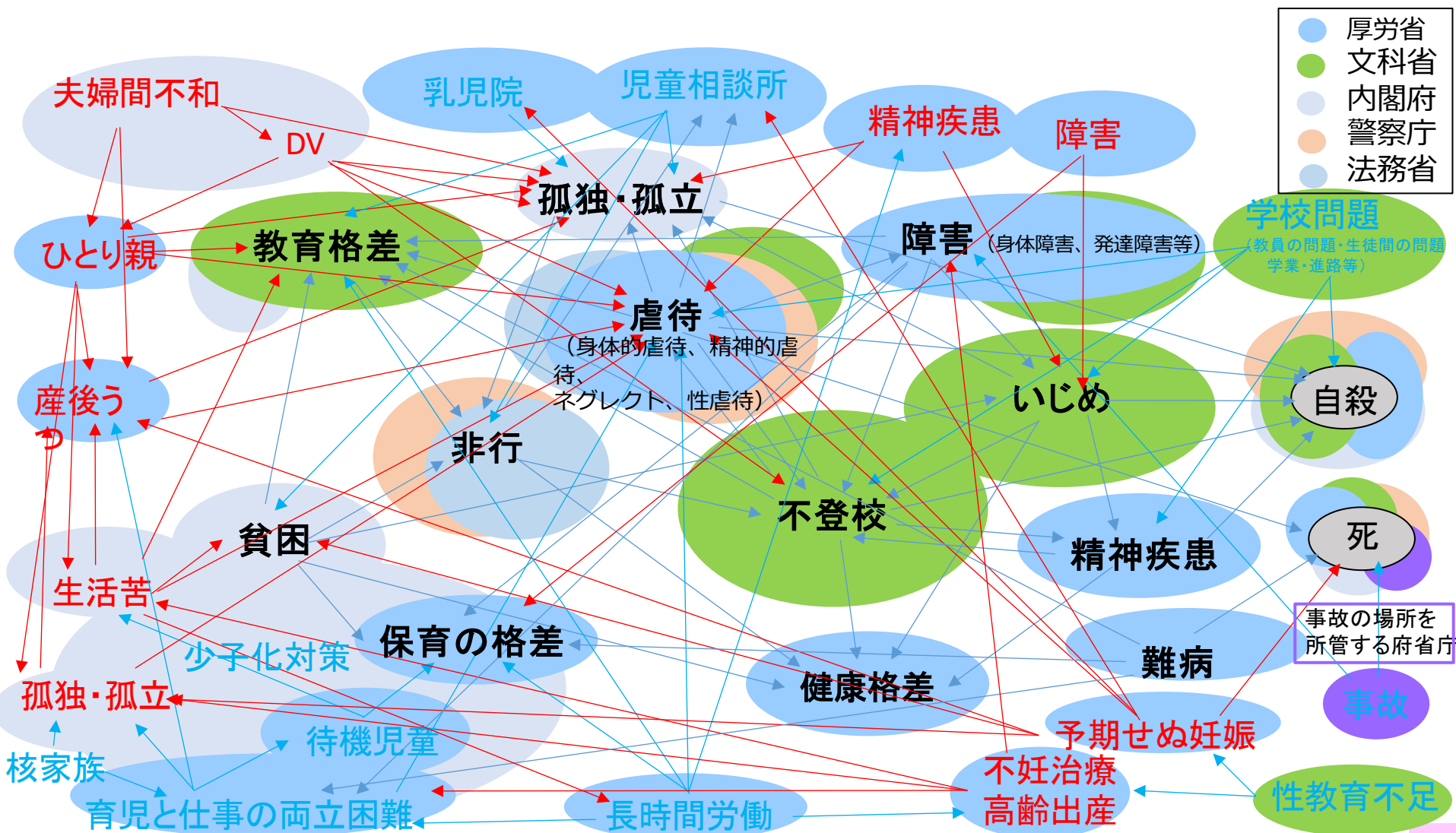


- **目指すべき社会像**は、すべての子どもたちが「**愛されてすくすく健やかに育ち**」「**のびのび活動し**」「**自己表現し、周囲と連携しながらたくましく生きていく**」、愛育・育成・成育の視点を基盤とした社会。子どもたちが**自ら意思決定できる**社会。子どもを持ちたい、育てたい、温かい家庭を築きたいと願う人々に寄り添った、**子どもを産み育てやすい社会を実現**。
- 今、日本の子どもが置かれた状況は、命に関わる『**子どもの緊急事態**』（自殺、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困は過去最悪）「**縦割り×横割り×年代割り**」を打破し子どもの問題を解決し、**Children Firstの社会を実現**していく。



子どもを取り巻く状況とその要因と担当省庁

- ✓ 現代の子どもを取り巻く課題や社会実態と府省庁の構造が合っていない
- ✓ 子どもに関する政策を網羅的、一元的に把握し、司令塔となっている府省庁がない



要保護児童対策地域協議会の概要

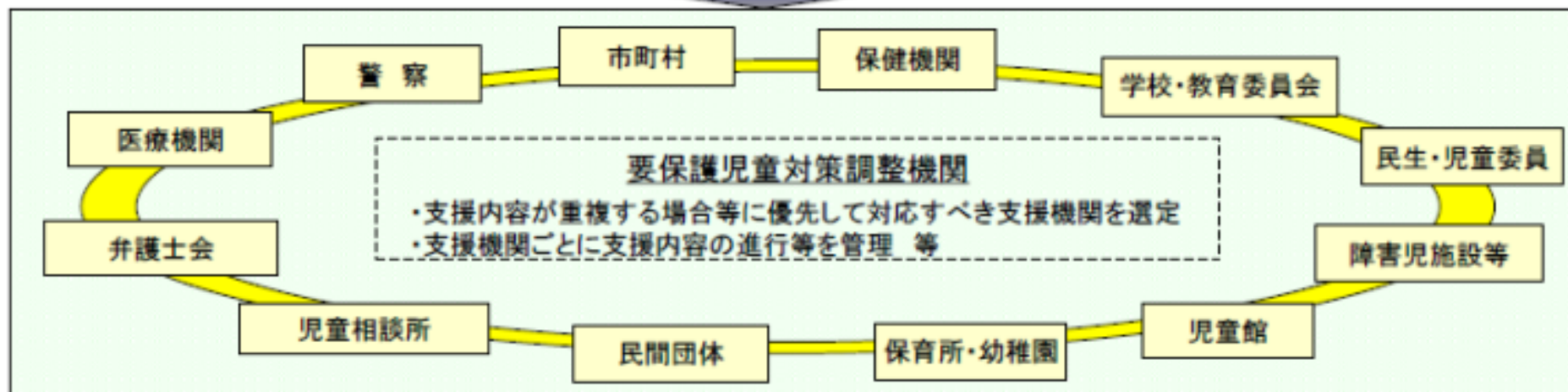
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置している市町村数(※)		1,735(99.7%)	1,736(99.7%)	1,738(99.8%)
登録ケース数(うち児童虐待)		260,018(101,807)	238,642(108,041)	263,430(122,569)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,944	1,986	2,113
	② その他専門資格を有する職員	3,564	3,949	3,909
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,727	2,215	1,945
	④ 合計	8,235	8,150	7,967

※各年度4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

(参考) 要保護児童対策地域協議会の構成機関

<平成31年4月1日時点、複数回答可>

区 分		合計	比率
要保護児童対策地域協議会		1,738	—
行政機関	児童福祉主管課	1,204	69.3%
	児童福祉・母子保健統合主管課	534	30.7%
	母子保健主管課	1,017	58.6%
	子育て世代包括支援センター	807	46.4%
	子ども家庭総合支援拠点	294	16.9%
	福祉事務所（家庭児童相談室）	792	45.6%
	保健センター	883	50.8%
	教育委員会	1,736	99.9%
	保健所	1,363	78.4%
	児童相談所	1,736	99.9%
	障害福祉主管課	1,190	68.5%
	生活困窮者・自立支援施策・生活保護 施策主管課	1,135	65.3%
	警察署	1,738	100.0%
	法務局	710	40.9%
	家庭裁判所	76	4.4%
	その他	505	29.1%
関係機関	病院・診療所	985	56.7%
	小児科	664	38.2%
	産科・産婦人科	347	20.0%
	精神科	308	17.7%
	歯科	316	18.2%
	その他診療科	405	23.4%
	保育所	1,452	83.5%
	幼保連携型認定こども園	876	50.4%
	幼稚園	1,015	58.4%
	小学校	1,569	90.3%
	中学校	1,551	89.2%
	特別支援学校	528	30.4%

区 分		合計	比率
関係機関	児童館	370	21.3%
	放課後児童クラブ	506	29.1%
	利用者支援事業所	285	16.5%
	地域子育て支援拠点	478	27.5%
	乳児院	177	10.2%
	児童養護施設	414	23.8%
	児童心理治療施設	60	3.5%
	児童自立支援施設	61	3.5%
	児童家庭支援センター	270	15.5%
	障害児施設	194	11.2%
	配偶者暴力相談支援センター	298	17.1%
	性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	30	1.7%
	その他	235	13.6%
関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を除く）	1,037	59.7%
	産婦人科医会	88	5.1%
	小児科医会	93	5.4%
	歯科医師会	457	26.3%
	看護協会	24	1.4%
	助産師会	45	2.6%
	P T A 協議会	187	10.8%
	弁護士会	169	9.7%
	社会福祉協議会（子ども食堂除く）	1,005	57.8%
	民生児童委員協議会	1,509	92.6%
	人権擁護委員	1,093	62.9%
	N P O 法人（子ども食堂除く）	212	12.2%
	子ども食堂	25	1.4%
	里親会	76	4.4%
	学識経験者	147	8.5%
	その他	387	22.3%

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年度調査）】

新たな基本法案と既存の法令との関係イメージ

○こども政策に関わる全ての既存の法令を通貫する基本理念を規定

- ・ 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもまんなか社会の実現のための基本理念
(例：組織・制度・年齢の3つの壁の克服)

○既存の各基本法を俯瞰的に束ね、こども政策を一元的に推進。

- ・ 大綱や国会報告を一体に作成
- ・ 閣僚会議を一本化

こども基本法

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども政策を推進するための基盤となる法律

基本理念

大綱・国会報告・閣僚会議

少子化社会対策基本法

子ども・若者育成支援
推進法

子どもの貧困対策の推
進に関する法律

児童福祉法、子ども・子育て支援法、成育基本法、学校教育法、少年法 等

- 12月2日（原案）：いじめに関する記載なし
- 12月7日（案）

いじめ防止や不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律及び同法に基づき定める基本指針に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言等を行う指針等に基づく支援を充実する。

こども庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ・支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。

また、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて採った措置について報告を求めるなどの関与を行う。相談対応の充実や居場所づくりの推進、子ども・若者支援地域協議会の枠組みの有効な活用等を通じた支援の充実を進める。

- 12月15日（案）：

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い²⁵、事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における体制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有するとともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講じる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。

²³ 厚生労働省から移管。

²⁴ 厚生労働省から移管。

²⁵ 新たに所掌事務規定を設ける。

こども基本法成立までの28年間の軌跡

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」批准までの議論

- 1948年「世界人権宣言」 すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利をもつとした宣言
- 1959年「児童の権利宣言」
- 1978年「子どもの権利条約」の草案がポーランド政府から提出される
- 1979年「児童の権利宣言」20周年。国連人権委員会の中に「子どもの権利条約」作業部会設置
世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、多くの国連加盟国政府、
国連機関等が参加し、10年間にわたって審議が行われた
- 1989年「子どもの権利条約」は国連で採択。1990年国際条約として発効
18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とする
- 1990年 日本政府条約署名
- 1994年 日本国会批准（158番目）
- 2021年11月時点 締結国・地域数 116（アメリカ以外）

- ①拷問禁止委員会
- ②経済的、社会的、文化的権利委員会
- ③児童の権利委員会**
- ④女子差別撤廃委員会
- ⑤人種差別撤廃委員会
- ⑥規約人権委員会
- ⑦移住労働者権利委員会（移住労働者権利条約）
- ⑧障害者権利委員会（障害者権利条約）
- ⑨強制失踪委員会（強制失踪条約）

子どもの権利条約一般原則

I. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

II. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

III. 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

IV. 差別の禁止（差別のないこと）

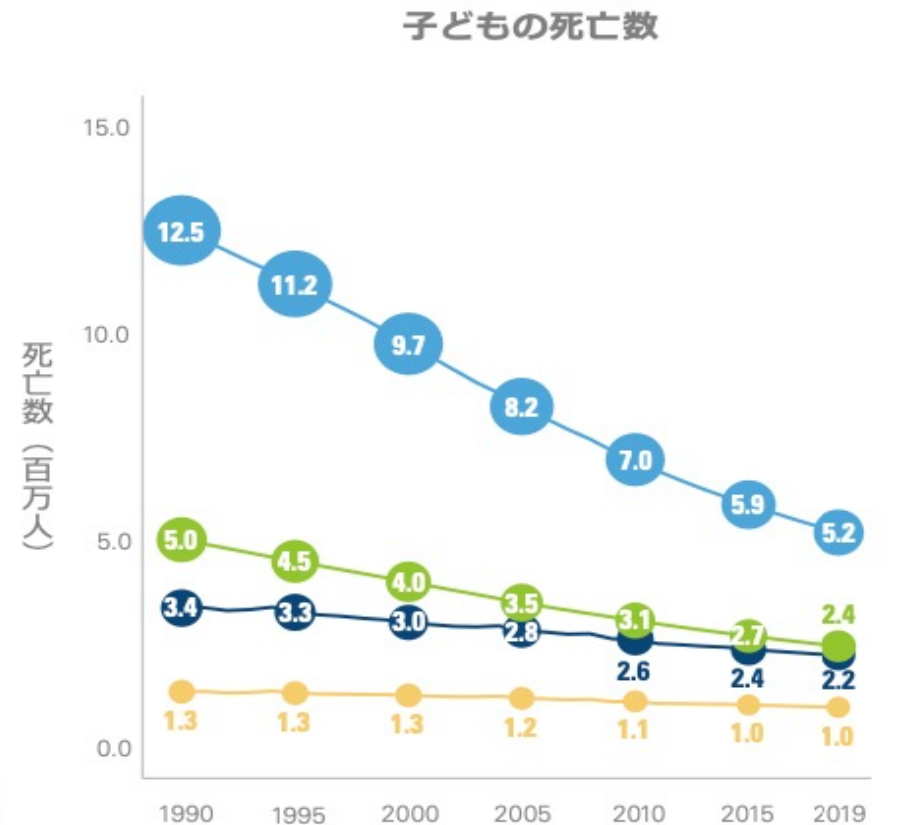
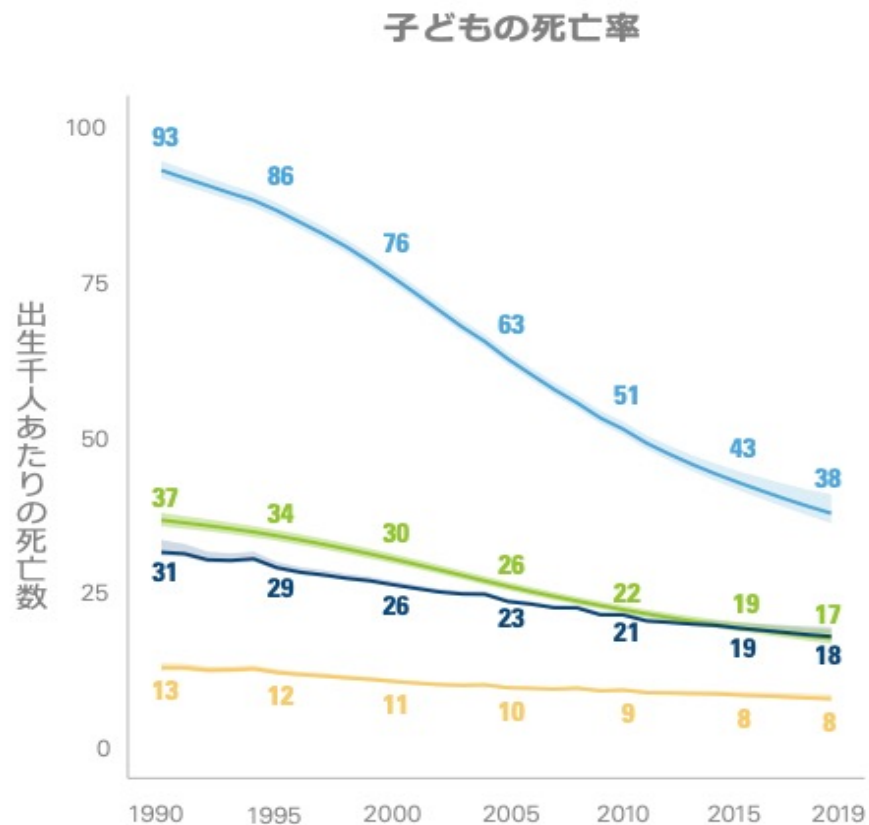
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利基本法の他国の例

- ウェールズ(英国) : 子どもおよび若者の権利措置法 (2011年)
- スコットランド(英国) : 国連・子どもの権利条約 (スコットランド法)
- 台湾 : 子どもの権利条約実施法
- 韓国 : 第2次子ども政策基本計画 (2020年～2024年)

子どもの権利について国連が世界的に果たした役割

➤ 5歳未満児死亡率の減少

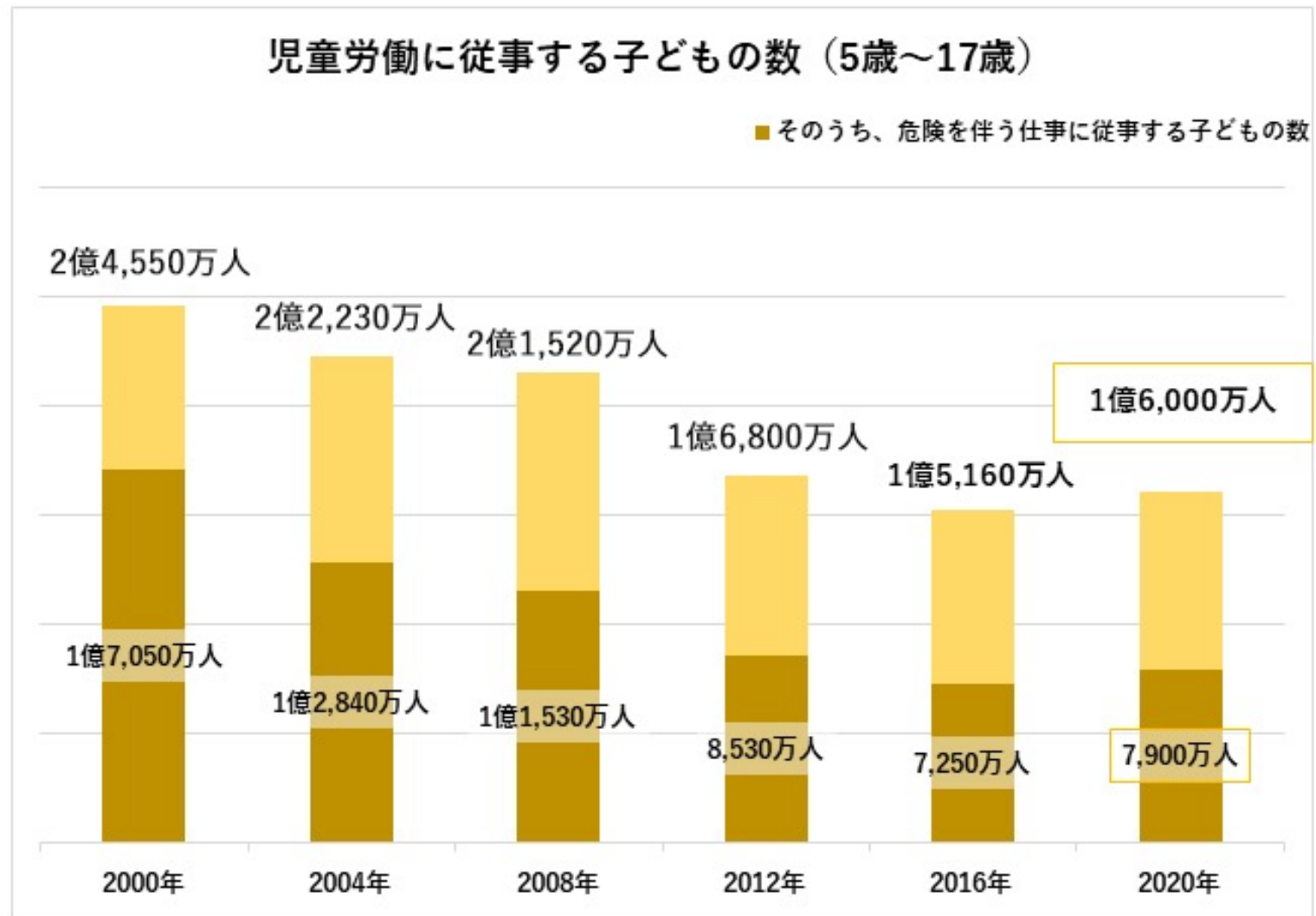


— 5歳未満児死亡率
— 新生児死亡率
— 10歳から19歳の青少年の死亡率
— 5歳から24歳の子どもと若者の死亡率

— 5歳未満児死亡数
— 新生児死亡数
— 10歳から19歳の青少年の死亡数
— 5歳から24歳の子どもと若者の死亡数

子どもの権利について国連が世界的に果たした役割

- 危険な労働を強いられているこどもの数の減少
(コロナ禍の影響でやや増加)



国内での動き

- 1998年-日本教育法学会子どもの権利条約研究特別委員会による「子どもの権利基本法要綱案」の作成
- 1994年-日本国会批准
- 2000年-自治体における子どもの権利に関する条例の制定（川崎市が最初、2022年5月時点 61団体）
- 2009年頃から-個別法における動き（子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法、教育機会確保法、成育基本法）
- 2020年-日本財団による「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会 提言書」
- 2021年-広げよう！子どもの権利条約キャンペーンによる提言
- 2021年-日本弁護士連合会
- 2021年-厚生労働省の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ」

日本の基本法議論が停滞した理由

1. 紛争国や途上国等の問題のある国のためのものであるから、日本の場合にはこういうことは必要ないという感覚
2. 当時の荒れる学校現場からの不安、反発

アメリカが批准しない理由

(1) アメリカには**外交分野で孤立主義的な姿勢をとる傾向**があり、とくに国連の人権活動に対しては伝統的に冷淡な態度をとってきたこと。孤立主義的傾向は環境・軍縮など他の分野でも同様であり、巨大な力と財力にものを言わせて交渉を牛耳る「カウボーイ外交」とも揶揄されています。

(2) 子どもの権利条約は子どもの自律権 (autonomy) を全面的に認めたものであると解されており、**親の権威や家族の統合を破壊すると考える人々が多い**こと。とりわけ共和党支持者の間ではこのような考え方が強く、特異な論争が繰り広げられてきています。

(3) 子どもの権利条約で子どもの社会権 (たとえば教育・健康への権利) が認められていること。**アメリカでは社会権を権利として認めることに根強い抵抗**があり、連邦憲法でもたとえば教育への権利さえ明示的には保障されていません。アメリカが批准している人権条約も、主として自由権に関わるものだけです。

出典：平野 裕二「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」

こども基本法についてのこれまでの政府の見解

第123回国会 衆議院文教委員会における対政府質疑 (1992年6月3日)

Q.

児童の権利に関する条約につきましてでございますが、…我が国は、…1990年…9月にこの条約の基本的な趣旨を評価して署名を行い、さらに本年3月に本条約の批准案件が国会に提出をされております。

(中略)

外務省の説明書によりますと、批准に当たって国内法の改正や新たな予算措置は必要ないということでありますけれども、この条約と憲法をはじめとする国内法との関係、さらには国際人権規約との関係について御説明を願いたいと覆います。

A.

この条約と憲法、国際人権規約との関係についてでございますけれども、この条約は憲法、また我が国も既に昭和54年に締結いたしております国際人権規約と軌を一にするものでございまして、本件条約の各条文の定める権利義務の内容と我が国国内法令との関係につきまして、政府部内で昭和委に検討しました結果、条約において規定されております児童の権利の実現のために、我が国は既に立法措置、行政措置を講じておりまして、**本件条約によって課される義務の履行を確保するための現行国内法の改正または新しい立法措置は必要ない**という結論に達しております。

こども基本法

こども関連法案の比較

	児童の権利に関する条約	子ども・若者育成支援推進法	少子化社会対策基本法	子どもの貧困対策の推進に関する法律	自民党青少年健全育成基本法案	自民党家庭教育支援法案	自民党幼児教育振興法案
児童の権利に関する条約の精神にのっとり		○	—	○	—	—	—
こどもの健やかな成長、自立した個人としての自己の確立、次代の社会を担うことができるように支援	—	○	△ 自立した個人としての自己の確立について規定なし	—	○	—	△ 自立した個人としての自己の確立、次代の社会を担うについて規定なし
こどもの生命・生存・発達、こどもの権利利益の保護	○	—	—	—	—	—	—
個人の尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないこと	○	○	—	—	—	—	—
年齢や発達に応じたこどもの意見の尊重	○	○	—	○	—	—	—
子どもや若者の社会参画	—	—	—	—	—	—	—
こどもの最善の利益の優先考慮	○	○	—	○	—	—	○
父母その他の保護者の第一親の責任と保護者の養育支援	○	—	○	—	—	○	—
良好な家庭環境の確保、家庭における養育が困難な子どもへの家庭と同様の養育環境の保障	○	△ 家庭と同様の養育環境の確保について規定なし	—	—	—	—	—
良好な社会環境の整備	—	○	—	—	○	—	—
生涯にわたる人格形成の基礎を築く乳幼児期の重要性を考慮	—	—	—	—	—	—	○
家庭、学校、地域、地域その他の社会のあらゆる構成員の協力連携	—	○	—	—	○	○	—
誰ひとり取り残されることのないよう支援	—	—	—	△ (子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現)	—	—	—
教育、福祉、保健、医療、雇用等の関連分野の連携による総合的かつ包括的な取組の推進(制度の壁の克服)	—	○	—	—	—	—	—
国、地方の関係機関相互の密接な連携(組織の壁の克服)	—	○	—	○	—	○	—
妊娠前から、大人になるまでの一連の育成過程において、切れ目ない支援(年齢の壁の克服)	—	—	—	—	—	—	—
施策の推進に当たりデジタル技術を活用した支援	—	—	—	—	—	—	—

○：規定あり、△一部について規定あり、—規定なし

各基本法の基本的施策

	子ども・若者育成支援推進法	少子化社会対策基本法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
基本的施策等	○大綱の作成 ○自治体計画の作成（努力義務） ○意見の反映 - 等	○大綱の作成 ○雇用環境の整備 ○保育サービス等の充実 ○地域社会における子育て支援体制の整備 ○母子保健医療体制の充実等 ○ゆとりのある教育の推進等 ○生活環境の整備 ○経済的負担の軽減 ○教育及び啓発	○大綱の作成 ○自治体計画の作成（努力義務） ○教育の支援 ○生活の安定に資するための支援 ○保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ○経済的支援 ○調査研究
大綱に規定するとされている事項	○基本的な方針 ○教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項 ○子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項 ○第二条第七号（※）に規定する支援に関する事項 （※） 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。 ○国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力 ○国民の理解の増進に関する事項 ○調査研究に関する事項 ○人材の養成及び資質の向上 ○国際的な協力に関する事項		○基本的な方針 ○子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策 ○教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項 ○調査及び研究に関する事項 ○施策の実施状況についての検証及び評価 ○その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

こども基本法とは？

➤ 全てのこども政策の指針

子どもの権利にかかわる法律 概念図

日本財団作成



憲法

子どもの権利条約

一般原則

- ・差別の禁止
- ・生存・発達の権利
- ・子どもの最善の利益の考慮
- ・子どもの意見表明の尊重

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府

子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困対策推進法

など

厚生労働省

児童福祉法

児童虐待防止法

母子保健法

成育基本法

など

文部科学省

教育基本法

学校教育法ほか
教育関連法案

いじめ防止対策
推進法

教育機会確保法

など

法務省

民法

少年法

家事事件
手続き法

など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

こども基本法案 概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、
自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、
将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
○こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
② **子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資する就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援**
③ **家庭における養育環境その他こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する**との認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備**

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり**実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討**
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱の策定**
（※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども等の意見の反映**
- **支援の総合的・一体的提供の体制整備**
- **関係者相互の有機的な連携の確保**
- **この法律・児童の権利に関する条約の周知**
- **施策の充実及び財政上の措置等**

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の**重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣**）をもって組織

こどもコミッショナーとは

- 子どもコミッショナー、オンブズマン、オンブズパーソンともいう。子どもの権利が守られているか、行政から独立した立場で監視する機構。世界60か国以上の国で設置済み。ヨーロッパでは47か国中34か国が設置している。
- 国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を実践するために、批准国に子どもコミッショナー／オンブズパーソンの設置を求めている（一般的意見2号）
- 子どもコミッショナーの主な役割
 - 子どもの最善の利益を**政策等に反映**する。
 - 子ども達の状況を調査し、**改善の提案**を行う。
 - 子どもの意見を聞き、**子どもの社会への参画**を促進する。
 - 子どもの権利に関する**教育や意識啓発等**を行う。
 - 子ども自身や子ども関係者からの苦情申立てに対応して、必要な救済を提供する。

子どもコミッショナー（仮称）がいれば…

ウェールズ…＜子どもの貧困対策＞

- 2016～子どもの意見も取り入れた重点テーマの一つ
- 2018: 貧困を経験した子どもたちとの対話、保護者向け調査等に基づく報告書（政府・自治体・学校向け提言）を発表 ⇒ 就学支援給付金拡充が実現
→ 提言内容について継続してフォローアップ
- 2019: 学校向け資料作成（家庭の教育費負担を減らすために学校ができること等）
- 2020: 政府内部調査（給付金が受給資格者に行き渡らず）の公表を求める ⇒ 公表はされなかったが、政府・自治体による積極的な広報により給付増につながる

アイルランド…＜いじめ対策＞

2012: 子どもたちから意見を聴き、報告書と提言を提出

- 学校全体での取組み
- 学校のいじめ対処方針作成への子ども参加
- 対処方針の子どもへの周知、人権教育の強化
- 子どもが相談・報告しやすい仕組みの導入 等

⇒ 2013: 教育省策定の行動計画と対応方針に取り入れられる



スコットランド…＜新型コロナへの対応＞

- 2020年4月、休校による教育、メンタルヘルス、デジタル格差等への影響について子どもにオンラインアンケート実施
- 子どもたちの声を議員に届ける
- 政府の教育対策チームに子どもの権利に基づいた対応と具体的対策を提言
- 政府のコロナ対策の子どもの権利への影響評価を実施

* 多くの国で、子どもコミッショナーによりコロナ下の子ども調査、提言、子ども向け情報発信が行われている

日本の子どもの様々な課題…

- 休校、制約下の学校生活、学校外の居場所も減少
- 健康・メンタルヘルスへの影響、不安を抱える子どもたち
- 自殺者数の増加
- 虐待リスクの増加、学校・保育所経由の通告数の減少

…もし、子どもコミッショナーがいたら？

諸外国のこどもコミッショナー/オンブズマン

国名	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	ノルウェー	スウェーデン
名称	Children's Commissioner for England	Children's Commissioner for Wales	Commissioner for Children and Young People Scotland's	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People	Ombudsman for Children in Norway (Barneombudet)	Ombudsman for Children in Sweden (Barnombudsmannen)
設置年	2005年	2001年	2004年	2003年	1981	1993
職務	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と福祉を保護し促進すること	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と最善の利益を保護し促進すること	公私の機関に対して子どもの利益を促進すること及び子どもが育つ環境の改善を追究すること	国連・子どもの権利条約にもとづくスウェーデンの誓約に照らし、子どもおよび若者の利益を代表する
任命	英国政府	地方政府	英国女王	地方政府	国王	政府
任期	5年+5年	7年(再任不可)	8年以内(議会在決定)	4年+4年	6年(再任不可)	6年
予算(2017-18) (2018.11.26換算)	£2,471,000 (357,487,719円)	£1,583,000 (229,094,172円)	£1,377,000 (199,266,055円)	£1,339,429 (193,844,206円)	21,461,000(NOK) (284,726,306円)	40,295,000(SEK) 〔503,190,017円〕
予算／人口	£0.04 (6.42円)	£0.51 (73.8円)	£0.25 (36.8円)	£0.72 (101.6円)	4.05(NOK) (53.8円)	4.07(SEK) (50.8円)
年次報告提出先	英国国会	地方政府	地方議会	地方政府	政府	政府
調査権限	有	有	有	有	有	有
個別ケース調査	否	可	可	可	無	無
子ども参加	有	有	有	有	無	無

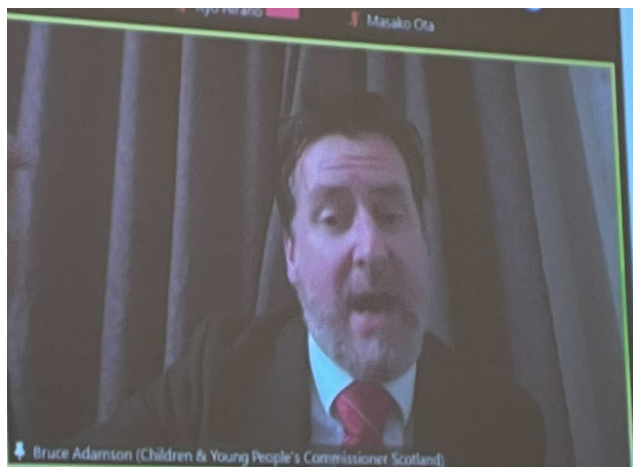
イングランド、スコットランドとの意見交換



スコットランドの初代首相
マコーネル議員



イングランドの元教育大臣
トゥイッグ議員



スコットランドコミッショナーブルース
アダムソンさん

山田私案プロジェクト

こども政策予算の一元化・透明化（自治体含）

- ① こども施策に対する予算の整理と把握（カテゴリーを固める）
- ② こども施策のEBPMの徹底（調査・施策・予算）
- ③ こども予算はどうあるべきか
- ④ こども施策のライブラリー化（国が把握する、また地方自治体間の横展開が目的）

こどもへの支援

A) こどもの安心安全を守る

- ① 日本版DBS（こども現場の性犯罪排除）
- ② CDR（こどもの死因究明）
- ③ こども家庭センターの充実と要対協の強化（NPO・NGOとの連携と個人情報保護法の整理）
- ④ こどもの見守りデータ連携（虐待、いじめ、自殺の端緒）

B) 居場所づくりの推進とNGO・NPOの参画

- ① 放課後・学童・地域での多様性のあるインクルーシブな居場所づくり
- ② 子ども食堂、こども宅食、こども食堂の再認識化（一階、二階建て）
- ③ 広域NGO、NPOの参画
- ④ GIGAスクール端末を使用したこどもの相談支援

C) 学力格差問題の解決（就学前、就学後）

① 就学前の保育の質の向上

1. 現職保育者の研修や持続的に勤務できる労働環境の向上、園の支援体制の充実

② 就学後の放課後改革

1. 放課後児童クラブ、放課後こども教室の一元的な運用による放課後の質の向上

③ 学校やこどもに関わる施設（学校、保育所、幼稚園、児童相談所、一時保護所、児童福祉施設等）の監査・評価（日本版Ofstedの検討）

D) 社会的養護の全体的な推進（入口、中口、出口）

① 入口

1. 家庭養育原則

2. 一時保護におけるアドボケイトの充実（回復した虐待当事者の活用）

② 中口

1. 児童相談所や一時保護所での被虐待児と非行のこどもの分離、施設の第三者評価、里親の確保

2. 児童養護施設、一時保護所、里親等の社会的養護経験者の意見を改善につなげる

3. フォスタリングの推進

③ 出口

1. 家族再統合、特別養子縁組や里親制度の推進

2. 養子縁組のデータベース化（ベビーライフ事件）

3. ハーグ国際養子縁組の批准（国が養子縁組のデータベースを一元管理し、こども庁が中央省庁となる必要がある）

4. 社会的養護（ケア・リーバー）

E) 不登校支援

- ① 不登校特例校支援
- ② 校長の履修認定基準の明確化、スタディログの活用による認定簡略化
- ③ 自宅学習のためのオンライン環境の整備（ICT支援員配置（既存政策の拡充））
- ④ 学校評価、校長・教頭評価、教員評価基準の改善 ※いじめ対策としても重要
- ⑤ 心と健康の問題（先進国において導入されつつある小児うつへのアプローチ

家庭への支援

E) 産前産後うつ・孤独な育児支援（出産が基本法に書かれている）

- ① 地域による分娩・先進・産後ケアの格差是正
- ② 妊娠・出産費用の無償化
- ③ 日本版ネウボラの強力な推進
- ④ 妊娠期の両親学級の強化と、相談支援体制の構築

F) シングルペアレント問題の解決

- ① 養育費確保に向けた取り組み
- ② 保護者が病気の際の相談、支援体制の構築
- ③ 保育の必要性認定の撤廃（共働きだけでなく、すべての子どもが何らかの形で保育園とつながりながら子育てできる地域拠点となるべき）

G) 施策へのアプローチのしやすさ

- ① マイナポータル（各種申請、行政改革、マイナンバー）
- ② 行政手続きの窓口一元化と申請の簡素化
- ③ 相談支援（支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、プッシュ型情報発信）

こどもに関連する課題に係る施策・予算						
課題	施策	施策概要	令和3年度の予算（億円）	左記施策・予算の 担当府省庁	左記施策・予算の 根拠法・関係法等	
<こども目線>						
虐待（養育者、保育者）	児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進	児童相談所の体制強化等、地域における子どもの見守り体制の強化等、親親育包括支援（フォostリング）事業の拡充、虐待を受けた子どもなどへの支援の充実等	1,735.0	厚生労働省	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律	
自殺	地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進（大人を含む）	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。 また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的な支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。	28.0	厚生労働省	自殺対策基本法	
事故	子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議	子供の事故防止に関連する関係府省庁の連携を図り、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。	なし	会議の構成員は、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁	なし	
	教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議	教育・保育施設等における死亡事故等について自治体による検証報告に対するヒアリングを行い、これを踏まえて、各年の「教育・保育施設等における事故報告集計」と事故情報データベースを用いた事故の傾向分析を行い、再発防止策について検討を行った結果を年次報告として取りまとめている。	なし	内閣府、文部科学省、厚生労働省	なし	
いじめ（生徒間、教員、指導死）	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	（1）専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 ①スクールカウンセラーの配置充実：全公立小中学校への配置(27,500校)等 ②スクールソーシャルワーカーの配置充実：全中学校区への配置（10,000中学校区）等 ③24時間子供ＳＯＳダイヤル：いじめ等を含む子供のＳＯＳを受け止めるための通話料無料の電話相談 ④SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援：いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備 ⑤不登校児童生徒に対する支援推進事業：自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備 ⑥幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進：インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールへの支援 （2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 いじめ、不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究、SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究	74.8	文部科学省初等中等教育局	いじめ防止対策推進法 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 学校教育法 （参考：自殺対策基本法、 SC、CSWは学校教育法施行規則）	
	補習等のための指導員等派遣事業	<こども目線>の課題「質の高い教育（外国人の子どもを含む）」を参照（同事業内容のうち学習指導員等の配置として「学校生活適応への支援」（不登校児童生徒への支援、いじめへの対応）が挙げられている） ※同事業に係る予算額のうち、特に本課題に関連するものは「39.0億円内数」		文部科学省初等中等教育局	いじめ防止対策推進法 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 学校教育法	
CDR	予防のための子どもの死亡検証体制整備	予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、予防のための子どもの死亡検証に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。また、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県におけるデータ検証に対する技術的支援を実施する。	1.3	厚生労働省	なし	
DBS	なし					
こどもの貧困	子供の貧困対策の推進（子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業等）	官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、子どもの貧困対策会議の開催、子供の貧困に関する調査研究、地方における連携体制支援事業、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付金）など、子供の貧困対策を推進する。	3.0	内閣府	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業について	○子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業について 令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策推進法」及び同年11月に閣議決定された新たな「子供の貧困対策大綱」を踏まえ、「地域子供の未来応援交付金」により地方公共団体を支援する。子供の貧困に係る地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた具体的な支援のための計画策定を支援するとともに、策定した計画に基づき、自治体内部、関係行政機関やNPO等の民間団体が連携し、地域における総合的な見守り体制を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対応も含めた子供たちと支援を結びつける事業を実施するための取組を支援する（予算額：1.5億円）。				
	専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等（スクールカウンセラーの配置充実）	スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500校) 貧困対策のための重点配置（1,400校） （このほか、いじめ・不登校対策等のため重点配置を行っている） ※予算額はいじめ対策・不登校支援等総合推進事業（<こども目線>の課題「いじめ（生徒間、教員、指導死）」を参照）の内数である「52.8億円」		文部科学省初等中等教育局	学校教育法 （参考：SCは学校教育法施行規則）	
	専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等（スクールソーシャルワーカーの配置充実）	スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区） 貧困対策のための重点配置（1,400校） （このほか、いじめ・不登校対策等のため重点配置を行っている） ※予算額はいじめ対策・不登校支援等総合推進事業（<こども目線>の課題「いじめ（生徒間、教員、指導死）」を参照）の内数である「19.4億円」		文部科学省初等中等教育局	学校教育法 （参考：SSWは学校教育法施行規則）	
	高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究	定時制・通信制課程において、不登校経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒、外国籍の生徒など、多様な生徒に応じた卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに、多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。	0.4	文部科学省初等中等教育局	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	
	ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化	「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。	1,756.0	厚生労働省	母子及び父子並びに寡婦福祉法	

— こどもに関する各種データの連携による支援実証事業について

- 個人情報の保護に配慮の上、地方公共団体において教育・保育・福祉・医療等のデータを分野を超えて連携させ、真に支援が必要なこどもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題等を検証する実証事業を実施。

- 実施箇所（7 団体）

埼玉県戸田市、東京都昭島市、石川県加賀市、愛知県、兵庫県尼崎市、広島県、福岡県福岡市

※ 国が一元的にこどもの情報を管理するデータベースを構築することは考えていない。

- 予算

令和 3 年度補正予算 7. 3 億円

- 事業内容

- ① データ項目等に係る調査研究（ユースケースの調査や必要なデータ項目、制度面・運用面での課題の検証）
- ② 自治体におけるデータ連携の実証に係る調査研究（自治体におけるデータの連携方策の実証）

- 募集概要

応募数 20 団体（うち、都道府県 3、政令市 2、中核市 3）

募集期間 令和 4 年 2 月 4 日～ 2 月 2 8 日

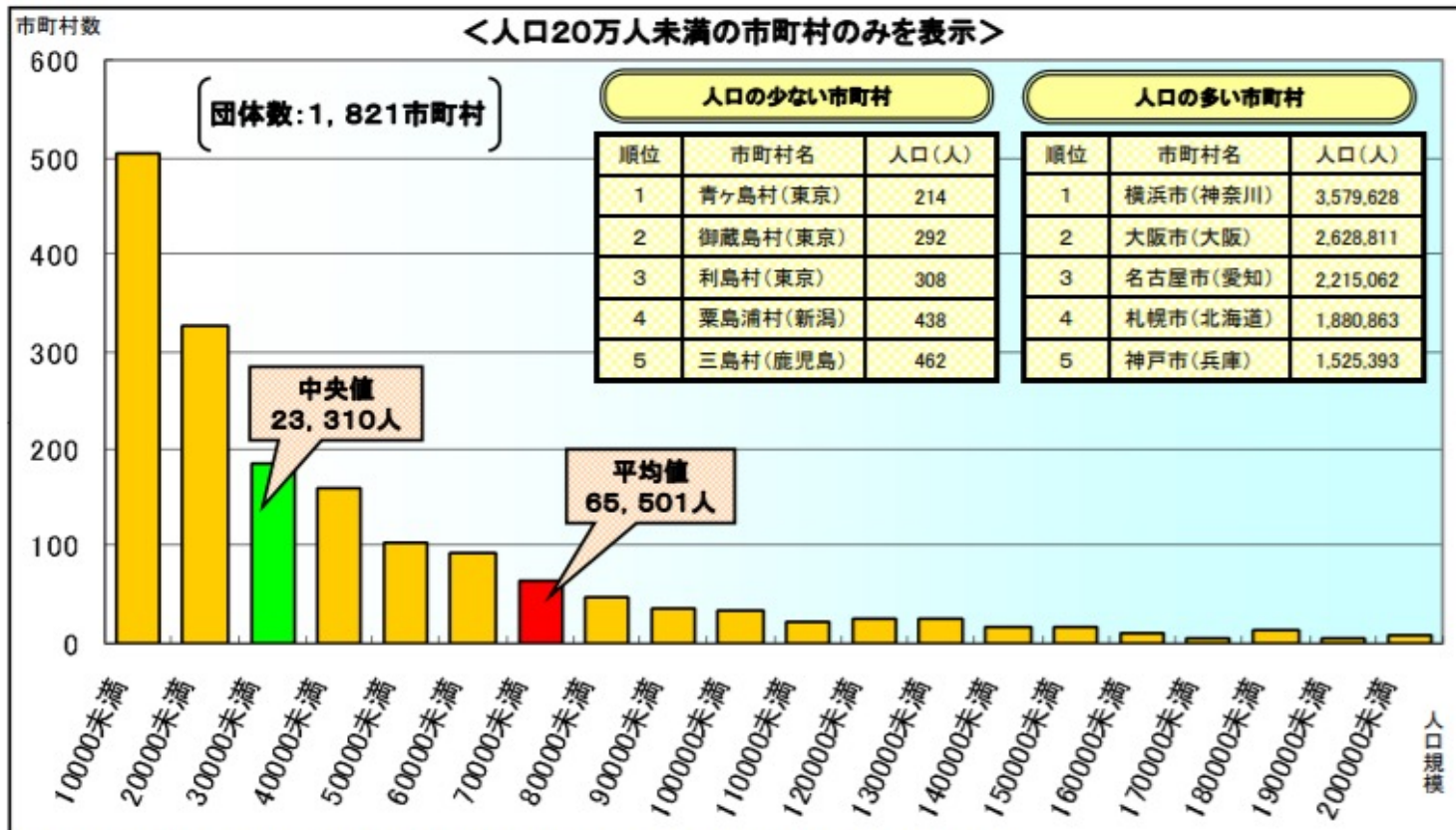
- 今後の予定

4 月 検証受託事業者（自治体実証とりまとめ機関）の募集

5 ～ 6 月 検証受託事業者と各自治体の契約後、実証開始

人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。
 ※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

要保護児童対策地域協議会の概要

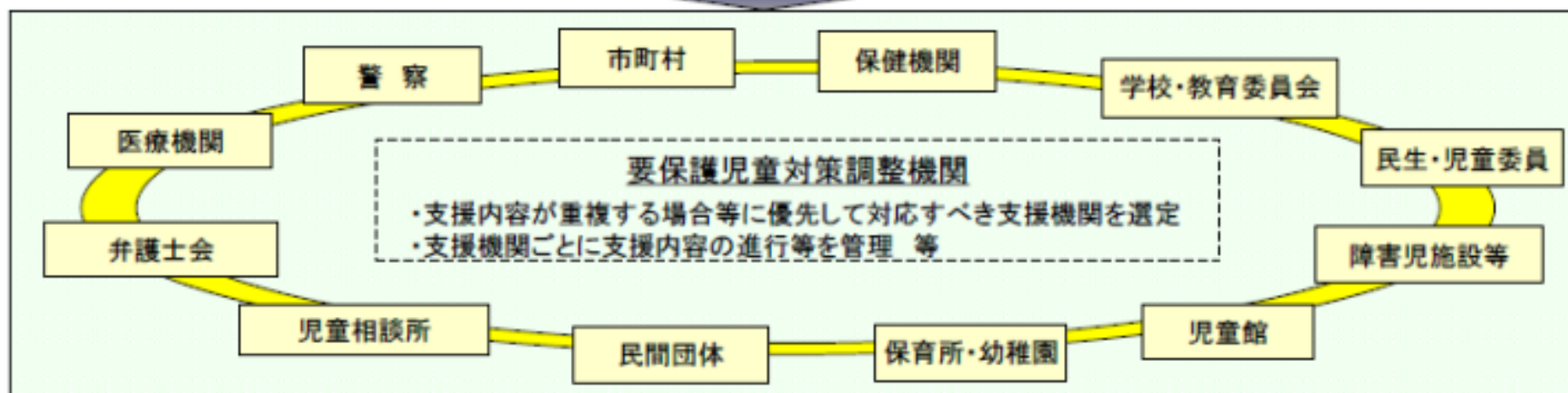
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置している市町村数(※)		1,735(99.7%)	1,736(99.7%)	1,738(99.8%)
登録ケース数(うち児童虐待)		260,018(101,807)	238,642(108,041)	263,430(122,569)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,944	1,986	2,113
	② その他専門資格を有する職員	3,564	3,949	3,909
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,727	2,215	1,945
	④ 合計	8,235	8,150	7,967

※各年度4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

(参考) 要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成31年4月1日時点、複数回答可＞

区 分		合計	比率
要保護児童対策地域協議会		1,738	—
行政機関	児童福祉主管課	1,204	69.3%
	児童福祉・母子保健統合主管課	534	30.7%
	母子保健主管課	1,017	58.6%
	子育て世代包括支援センター	807	46.4%
	子ども家庭総合支援拠点	294	16.9%
	福祉事務所（家庭児童相談室）	792	45.6%
	保健センター	883	50.8%
	教育委員会	1,736	99.9%
	保健所	1,363	78.4%
	児童相談所	1,736	99.9%
	障害福祉主管課	1,190	68.5%
	生活困窮者・自立支援施策・生活保護 施策主管課	1,135	65.3%
	警察署	1,738	100.0%
	法務局	710	40.9%
	家庭裁判所	76	4.4%
	その他	505	29.1%
関係機関	病院・診療所	985	56.7%
	小児科	664	38.2%
	産科・産婦人科	347	20.0%
	精神科	308	17.7%
	歯科	316	18.2%
	その他診療科	405	23.4%
	保育所	1,452	83.5%
	幼保連携型認定こども園	876	50.4%
	幼稚園	1,015	58.4%
	小学校	1,569	90.3%
	中学校	1,551	89.2%
	特別支援学校	528	30.4%

区 分		合計	比率
関係機関	児童館	370	21.3%
	放課後児童クラブ	506	29.1%
	利用者支援事業所	285	16.5%
	地域子育て支援拠点	478	27.5%
	乳児院	177	10.2%
	児童養護施設	414	23.8%
	児童心理治療施設	60	3.5%
	児童自立支援施設	61	3.5%
	児童家庭支援センター	270	15.5%
	障害児施設	194	11.2%
	配偶者暴力相談支援センター	298	17.1%
	性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	30	1.7%
	その他	235	13.6%
関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を除く）	1,037	59.7%
	産婦人科医会	88	5.1%
	小児科医会	93	5.4%
	歯科医師会	457	26.3%
	看護協会	24	1.4%
	助産師会	45	2.6%
	P T A 協議会	187	10.8%
	弁護士会	169	9.7%
	社会福祉協議会（子ども食堂除く）	1,005	57.8%
	民生児童委員協議会	1,509	92.6%
	人権擁護委員	1,093	62.9%
	N P O 法人（子ども食堂除く）	212	12.2%
	子ども食堂	25	1.4%
	里親会	76	4.4%
	学識経験者	147	8.5%
	その他	387	22.3%

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年度調査）】

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

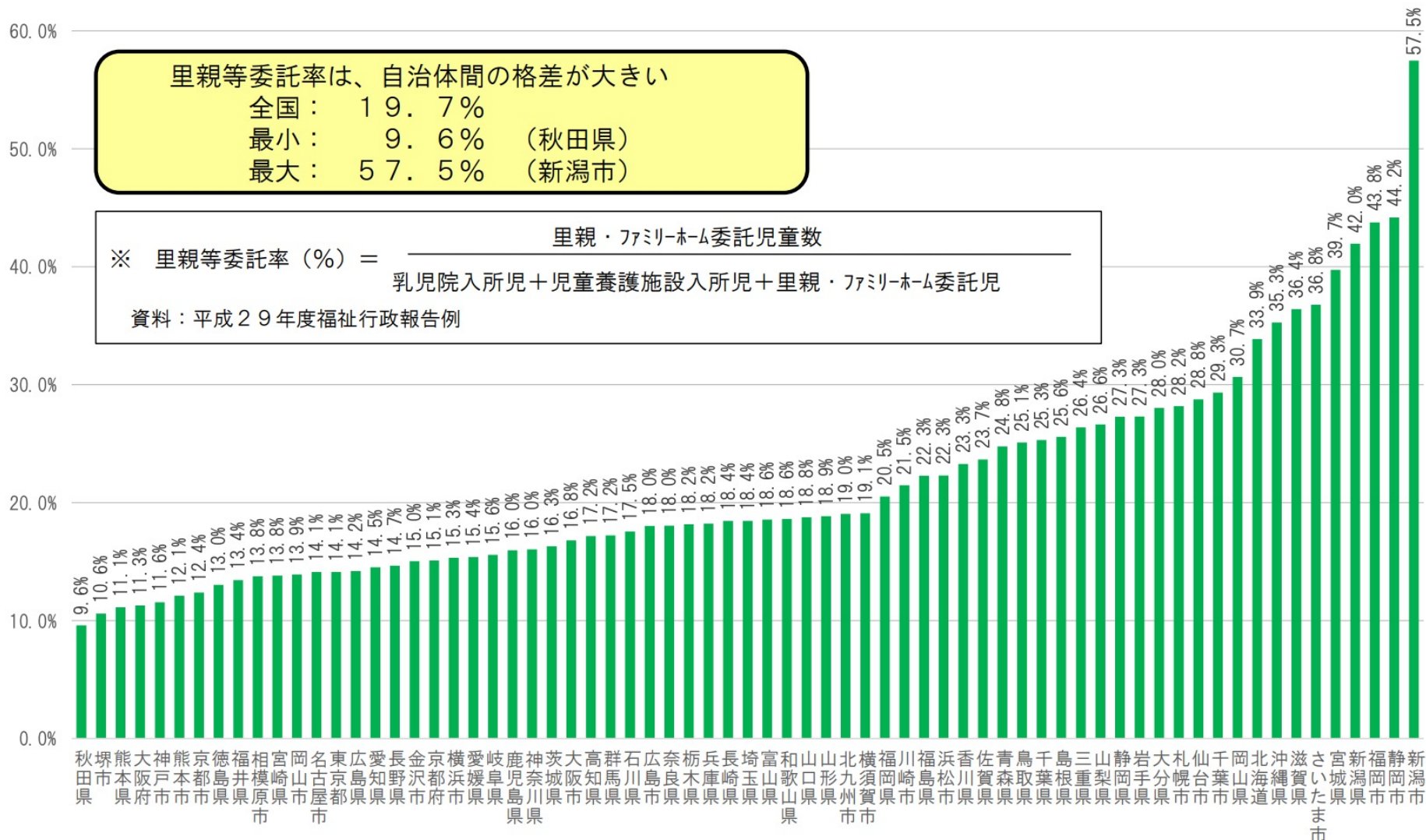
全国： 19.7%

最小： 9.6%（秋田県）

最大： 57.5%（新潟市）

※ 里親等委託率（%）＝ $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成29年度福祉行政報告例



児童福祉法改正のポイント

- ① こども家庭センターの設置と支援計画（サポートプラン）作成
 - a. 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
 - b. 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
- ② 一時保護所および児童相談所の環境改善、親子再統合事業
- ③ 児童自立生活援助の年齢を弾力化
- ④ 児童の意見聴取の仕組み
- ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性向上
- ⑦ 日本版DBSの導入に先駆けた取り組み

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

資料 1

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1

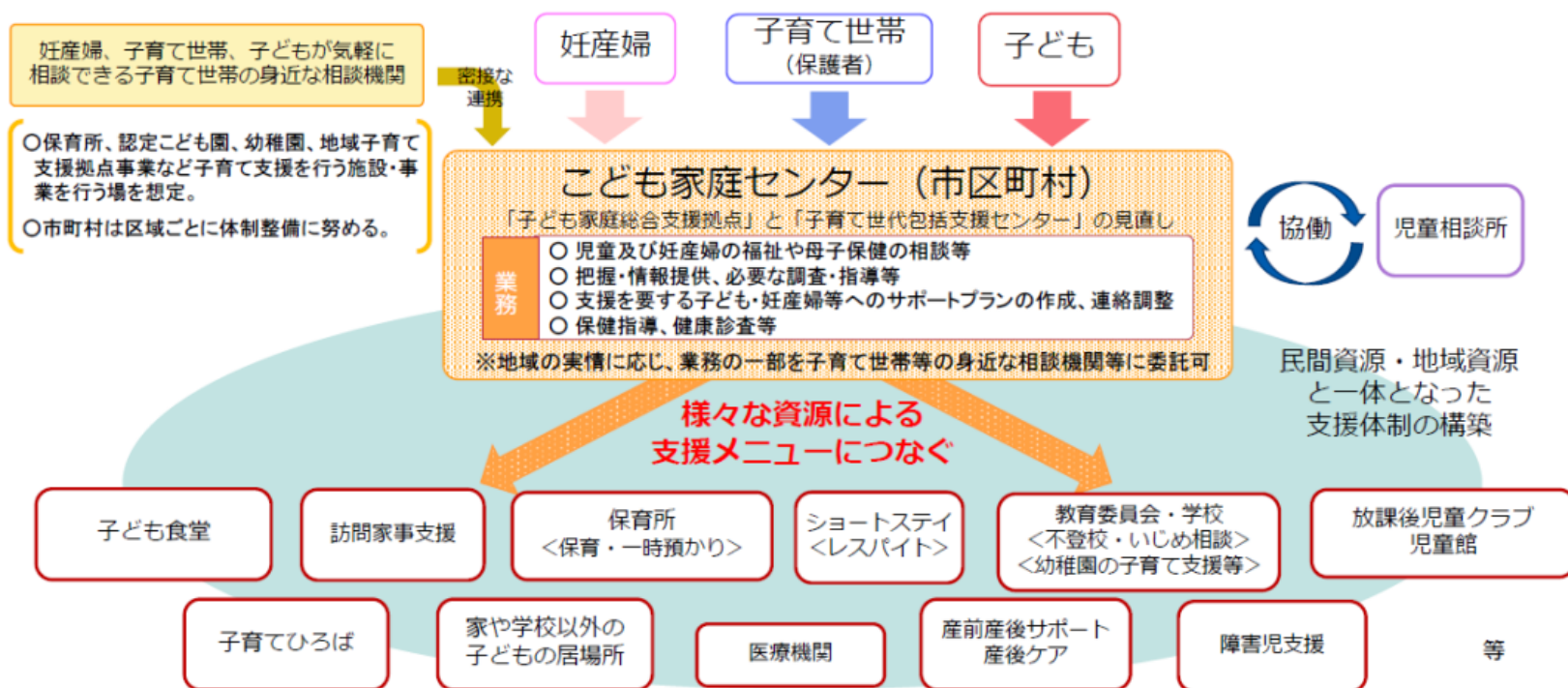
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

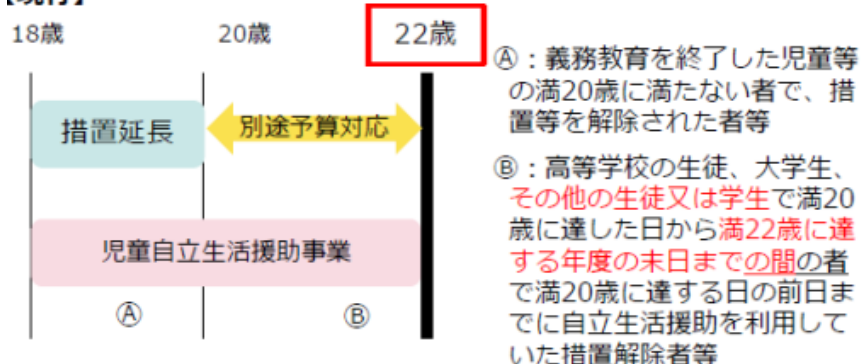
※ 措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

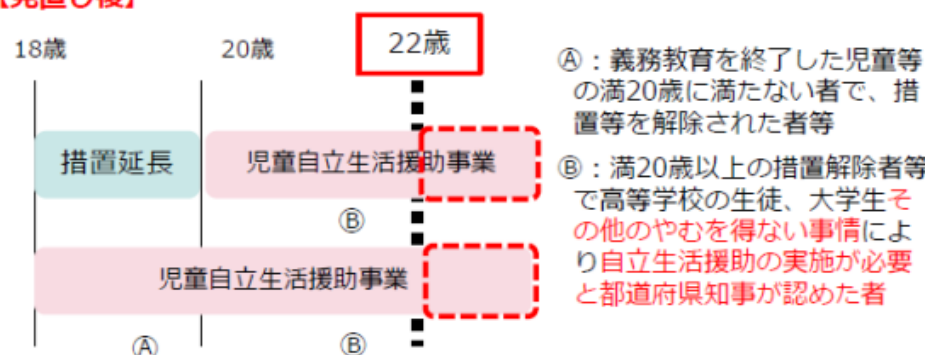
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
 - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

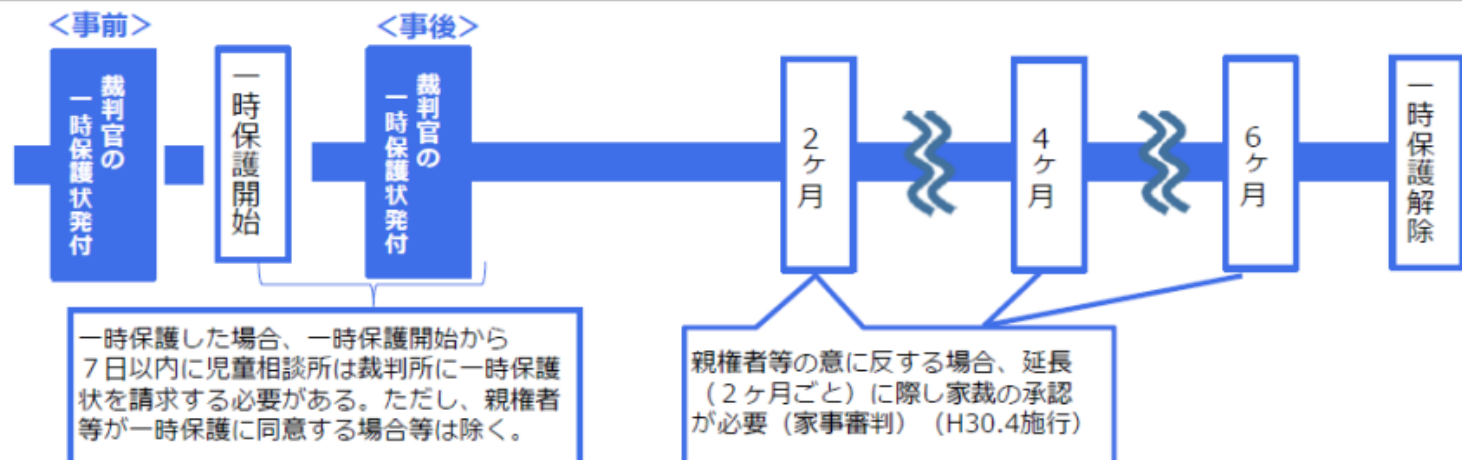
一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
 - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



「こども庁の創設に向けて」特設ウェブサイト

- これまでの勉強会の開催実績、提言、アンケート結果、呼びかけ人等は「こども庁の創設に向けて」特設ホームページよりご覧いただけます。
- 今後も勉強会開催し議論を重ねて参ります！

♡ こども庁の創設に向けて



～「こども庁」が必要な理由や効果を、わかりやすく解説します～



<https://www.child-department.jp/>

•END